

趣旨

人命尊重の理念の下、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全県民運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

運動重点

- ①こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上



令和7年県内交通事故発生状況

高齢者の
交通事故死者数 **18** 人
(全死者数の **66.7%**)

- ②自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底



令和7年県内交通事故発生状況

自転車乗車中の
交通事故死者数 **5** 人
(全死者数の **18.5%**)

- ③夕暮れ時・夜間の交通事故防止



令和7年県内交通事故発生状況

夕暮れ時・夜間の
交通事故死者数 **16** 人
(全死者数の **59.2%**)

- ④後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底



令和7年県内交通事故発生状況

シートベルト非着用の
交通事故死者数 **4** 人
(自動車乗車中死者数の **30.7%**)

- ⑤飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止



令和7年県内交通事故発生状況

飲酒運転による
交通事故死者数 **4** 人
(全死者数の **14.8%**)

推進機関・団体

青森県交通対策協議会及びその関係機関・団体
市町村交通安全対策協議会等及びその関係機関・団体
その他の機関・団体

推進方策

推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、県民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動
令和8年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間
- 夏の交通安全県民運動
令和8年7月21日(火)から7月31日(金)までの11日間
- 敬老の日に反射材やヘルメットを贈ろうキャンペーン2026
令和8年9月1日(火)から9月30日(水)までの1か月間
- 秋の全国交通安全運動
令和8年9月21日(月)から9月30日(水)までの10日間
- いきいきシルバー交通安全強調月間
令和8年11月1日(日)から11月30日(月)までの1か月間
- 冬の交通安全県民運動
令和8年12月11日(金)から12月20日(日)までの10日間



2 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日 毎月 1 日
- 高齢者交通安全の日 毎月 15 日
- 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日(金)、9月30日(水)

運動重点に関する主な推進項目

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組の推進
- ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

(1) 「ながらスマホ」の根絶

- ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(3) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターを活用等による参加・体験・実践型交通安全教育や視野診断機による検査等及び広報啓発の推進
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

- ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

(4) 外国人運転者の交通事故防止対策

- ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(5) 二輪車運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

2

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底

1 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- (1) 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (2) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (4) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- (5) 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

2 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- (1) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた「#チャリメット（チャリに乗るならヘルメット）」のキャッチフレーズによる広報啓発の推進
- (2) 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

- (3) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (4) 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

3 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- (1) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- (2) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- (3) シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進



自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車はヘルメットを着用！

警察庁によると、令和6年までの5年間に自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗車中の交通事故において主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.7倍高くなっており、交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。自転車に乗るときは、乗車用のヘルメットを着用しましょう。



チャリに乗るならヘルメット

#チャリメット



チャリメット
イメージキャラクター
「ちゃりまる・めるりい」

【まずは確認！】入っていますか？ 自転車の損害賠償保険

自転車の損害賠償保険には、①自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けた自転車に貼られる「TSマーク」付帯保険、②自動車保険や火災保険等の「特約」、③その他の自転車向け保険等様々な種類があります。まずは、自分や家族が何らかの保険に入っていないか確認しましょう。

3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- 1 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- 3 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- 4 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 5 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- 6 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシート等の正しい使用の徹底

- 1 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシート等の使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- 2 シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシート等の確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- 3 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート等使用に関する広報啓発の推進
- 4 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

1 飲酒運転の根絶

- (1) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- (2) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

2 妨害運転等の防止対策

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」のこと）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- (2) ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

「妨害運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です！

他車の進行を妨害する目的で次のような行為をすると、違反です！

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- ・ 必要以上に車間距離を詰める行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為

妨害行為を受けたら…

- ・ 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- ・ 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避（警察署、交番等）
- ・ 不安を感じたら110番通報する

その他の推進項目

1 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して日常点検の徹底や冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

2 暴走行為の追放

- (1) 暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実
 - ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
 - イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- (3) 車両の不正改造の防止等
 - ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 踏切事故の防止

- (1) 踏切道の交通の安全と円滑化の推進
 - ア 踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置など踏切道における安全施設の整備を図る。
 - イ 車両等の踏切通過時の違反行為に対する対策を強化する。
- (2) 踏切通過方法等に関する教育の推進
 - ア 踏切前では必ず一時停止して左右の安全を確認することや、踏切でトラブルが発生した場合の非常ボタンの操作等の緊急措置について、周知徹底を図る。
 - イ 学校や自動車教習所等では、踏切の安全な通過方法等の教育を推進する。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

「県民交通安全の日」実施事項

毎月1日を県民交通安全の日として、県民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種広報活動により交通安全意識の向上を図るよう率先して啓発活動を推進する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報活動、街頭指導、交通安全教室の開催等により、広範な交通安全活動を展開する。 ■ 会員事業所の朝礼等で交通安全意識を啓発し、安全運転管理を徹底する。

「高齢者交通安全の日」実施事項

毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ■ 反射材用品等の積極的な着用等の広報を幅広く実施する。 ■ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について幅広く広報するとともに、運転免許証の自主返納制度、安全運転相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緊密な連絡と協力の下に、街頭において高齢者に対する交通ルールと交通マナーを指導するとともに、反射材用品等の着用と明るく目立つ色の衣服の着用を啓発する。 ■ 高齢運転者に安全指導を行うとともに、運転免許証自主返納制度、安全運転相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。 ■ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車、高齢の自転車利用者及び歩行者に対する思いやり運転を実践し、高齢者の安全を図る。